書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県豊岡市城崎町湯島６２４番地４
清算株式会社　株式会社Ｋ商事
代表清算人　川崎浩司
１　決定年月日　令和８年７月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所豊岡支部

令和８年（ヒ）第１０００２号
仙台市宮城野区岩切字今市90
清算株式会社　株式会社エス・アイ・ジー
代表清算人　渡邊　　崇
１　決定年月日　令和８年７月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第３号
岩手県大船渡市大船渡町字台19番地8
清算株式会社　株式会社大昌機工
代表清算人　佐藤　　聡
１　決定年月日　令和8年7月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所一関支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１００１号
札幌市清田区平岡８条１丁目１番１０号
清算株式会社　株式会社ケーユニオン
代表清算人　青木康之
１　決定年月日　令和８年７月１０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和8年（ヒ）第1001号
横浜市中区常盤町三丁目30-1
清算株式会社　横浜ソーラーソリューションズ株式会社
１　決定年月日　令和8年7月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第１号
北海道小樽市朝里川温泉一丁目８６番地８
清算株式会社　株式会社ＰＧＮ
代表清算人　江口信幸
１　決定年月日　令和８年７月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所小樽支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３０１４号
大阪府八尾市北亀井町一丁目５番１４号
清算株式会社　株式会社ＳＳ
代表清算人　岩男　大助
１　決定年月日　令和８年７月13日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
１　本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　本協定における協定債権者とは、協定債権を有する、別表「協定債権者一覧表」に記載の債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先権がある債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　残余財産判明時の処理
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を、別表「協定債権者一覧表」に記載の基準額の割合に応じて弁済する。
この場合において、協定債権者が前項に基づき行った債務の免除は、新たに発見された財産の換価代金から換価に必要な費用を控除した残額の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取扱い
特別清算開始命令発令日以降、協定債権の全部又は一部に債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定の条項を適用するものとする。
（別表省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部